

例題 1 2

助教授 濱本 正太郎
shotaro@rokkodai.kobe-u.ac.jp

6月18日までに e-mail で届いた答案は添削してお返しします。

1998年6月3日、レバノン最高裁は、日本赤軍のメンバー5名に対し偽造旅券所持などの罪で禁固3年の刑を言い渡した地裁判決を支持し、これによって刑が確定した。日本政府は、すでに1997年に当該5名の日本への引渡をレバノン政府に要請しており、日本の警察当局も、1972年にイスラエルのテルアビブ空港で乱射事件に加わった岡本公三を殺人容疑で国際手配しているほか、残る四人についても逮捕状や収監指揮書を用意していた（旅券法違反、有印公文書偽造・同行使（旅券偽造）、有印私文書偽造・同行使（旅券交付申請書を他人名義で作成）、不法監禁（クアラルンプールの米国領事館襲撃事件・ハーグのフランス大使館占拠事件））。

レバノンは、岡本公三のレバノン滞在を認め、他の4名をヨルダンに国外退去処分とし、日本政府の引渡要請を拒否した。当該5名の行為は日本の政治制度に反対する故の政治的理念に基づく政治的目的の行為であるから日本に引き渡すことはできない、という理由であった。

4名はヨルダンに国外退去させられたところ、ヨルダンは待ち受けた日本警察当局者に当該4名の身柄を預けた。4名はアエロフロート機（モスクワ経由）で成田空港に到着し、空港で日本警察に逮捕された。

問 ヨルダン及び日本の措置は、国際法上合法か。

注 日本赤軍あるいは事実関係について詳細を知る必要があれば、新聞・インターネット等で調べること。